

保内小学校 いじめ防止基本方針

1 保内小学校基本方針の考え方

(1) 基本方針策定の基本

- ・いじめ防止対策推進法の施行及び、県・市「いじめ防止基本方針」の主旨を受け、保内小学校のいじめ防止基本方針を策定し、組織等を設置する。
- ・いじめ防止基本方針は、すべての児童が安全で安心して学校生活を送ることを目的とし、全教職員が基本的方針、行動計画を理解し、一丸となって取り組む。
- ・いじめ問題の発生では、教育委員会や外部機関とも積極的に連携し、本質的な解決を目指す。

(2) いじめの受け止め

- いじめは、基本的人権を侵害し、人格形成や命にかかわる許されない行為である。
- ・いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうる。
- ・いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立たなければならない。
- ・いじめ発生の場合は、被害者児童を守り通すという姿勢を貫く。加害者児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(3) いじめの定義

(定義) いじめ防止対策推進法より

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**

※ 法律上のいじめの定義は、社会通念上のいじめの観念よりも広範であり、行為の継続性や反復性、被害の軽重、力関係にかかわらず、**被害者とされる児童が心身の苦痛を感じているものは全ていじめ**と認知される。

からかい・悪口

あだ名で名前を呼ぶ

ズボン下ろし

ネット・SNS への投稿・誹謗中傷

暴力

他人の物を取る・隠す

騒いで授業を妨害する

うわさを広める

うそをつく

等々…

※ SNS 等による誹謗中傷等は、「いじめ類似行為」としていじめ同等として取り扱う。

村上市いじめ防止基本方針 R3.10月改定より

2 組織

《いじめ防止対策委員会の構成と役割》

① 構成員

- ・校長 ・教頭 ・教務
- ・生活指導主任
- ・いじめ相談窓口担当
- ・養護教諭
- ・担任 学年主任
- ・その他必要な者

② 役割

- ア 年間計画の作成・実行・検証・修正の中核の役割
- イ いじめの相談・通報の窓口の役割
- ウ 情報収集と記録、共有を行う役割
- エ 組織的対応の中核の役割（情報収集、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携、警察や法的な外部機関との連携）

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめを生まない風土づくり
 - ・社会性の育成に努める。
 - ・規範意識を高め、命を大切にすることを醸成する。
- (2) 早期発見、情報共有
 - ・小さな兆候に早い段階からかかり、積極的に認知する。
- (3) 迅速・組織的な対応
 - ・いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会が中核となり迅速に対応する。
- (4) 連携した対応
 - ・加害・被害双方の保護者や外部機関（警察・児相・専門機関）と連携し、本質的な問題解決を目指す。犯罪行為として取り扱われるいじめなどについては、直ちに教育委員会及び所管警察署等関係機関に相談・通報を行い、連携して対処する。
- (5) 重大事態への対応
 - ・重大な事態が発生した場合は、教育委員会の指導を受け、適切な外部専門家を加えて対応する。

4 いじめ防止取組の実際

(1) いじめを生まない風土づくり

《基本的方針》

- ①社会性やコミュニケーション能力を育成し、互いを認め合える学校風土をつくる。
- ②学習規律や生活のきまりを徹底させ、一人一人が生きる学級をつくる。
- ③「命、心、人権」を大切にすることを育む。
- ④教員研修を充実させ、一人一人への支援を充実させる。

《行動計画》

行動の実際		時期	推進主体
①社会性やコミュニケーション能力の育成と、認め合える学校風土づくり	ア 明るくあいさつが行き交う学舎づくり	毎日	全教職員
	イ 縦割り班活動	通年	特別活動
	ウ 友だちのよさを認め合う活動（SSTなど）の充実	通年	担任、豊かな心
	エ 社会体験や交流活動などの充実	通年	担任、担当
	オ ハートフル集会（全児童参加による人権教育）の実施	11月	特別活動
②規律・きまりの徹底と一人一人が生きる学級づくり	ア 「学習の手引き」を活用した学習基盤づくり	通年	学力向上
	イ 学級生活満足度尺度（QU）を活用した学級づくり	5,10月	生活指導
	ウ 新1年入門期での市非常勤講師の配置	4月	教務
	エ アクションリズム年間計画（生活目標）に沿った生活リズムの確立	通年	生活指導
③「命、心、人権」を大切にすることを育成	ア 動植物の飼育活動	通年	担任 2年（生活科） 4年（総合）
	イ 道徳科授業での「生きる」の活用	通年	道徳
	ウ 人権強調週間の取組	11月	人権教育
④教員研修の充実	ア 児童理解やカウンセリングの研修	8月	教育相談
	イ 人権教育、同和教育研修	8月	人権教育
	ウ SNS、情報モラル	5,11月	情報教育部

(2) 早期発見と情報の共有

《基本的方針》

- ① 児童の小さな兆候に気づき、教職員間の情報共有に努める。
- ② いじめを訴えやすい環境をつくる。

《行動計画》

行動の実際		時期	推進主体
①小さな兆候への 気付きと情報共有	ア 毎週の適応指導集会(全職員集会)での児童情報交換	毎週	生活指導
	イ 児童の日々の情報収集と情報共有	毎日	全教職員
	ウ 「1日休んだら電話連絡、3日休んだら家庭訪問」の徹底	毎日	担任
	エ 生活指導情報の生活指導主任と教頭へ報告の徹底	通年	全教職員
②訴えやすい環境 の整備	ア 児童、保護者との良好な人間関係の構築	通年	全教職員
	イ いじめアンケートの実施(うち無記名アンケート1回)	年7回	生活指導
	ウ ハートコミュニケーション旬間(児童と担任による個別教育相談)の実施	5,10月	生活指導
	エ 休業前学校生活アンケート(自宅で記入する)	6,11月	生活指導

(3) 迅速・組織的な対応

《基本的方針》

①いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会が中核となり迅速に対応する。

《行動計画》

行動の実際		時期	推進主体
①迅速・組織的な対応	ア いじめ防止対策委員会を中核とした対応	随時	いじめ対策委員会

(4) 連携した対応

《基本的方針》

①保護者や外部機関との連携に努め、本質的な解決を図る。

《行動計画》

行動の実際		時期	推進主体
①保護者、外部機関 との連携	ア 坂町交番やスクールガードリーダー等との情報共有	随時	教頭
	イ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの積極的な活用	随時	カウンセラー担当 生活指導主任
	ウ 市教育委員会を交えたケース会議の実施	随時	校長・生活 指導主任

(5) 重大事態への対応

《基本的方針》

- ①重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- ②学校の下に重大事態の調査組織を設置し、教育委員会の指導の下、調査を行う。
- ③調査によって明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童や保護者に説明する。
- ④調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤調査結果を踏まえ、必要な措置を講じ、実施する。

《重大事態とは》

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 体罰や不適切な指導を受けた場合
- 一定期間(年間30日以上を目安)、連続して欠席しているような場合

《行動計画》

行動の実際		時期	推進主体
①教育委員会への速報	ア 情報収集と記録を行い、重大事態かどうかを判断する。	随時	いじめ対策委員会
	イ 重大事態と判断の場合は、直ちに教育委員会に報告する。	随時	校長
②事実関係を明確にするための調査の実施	ア 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。	随時	校長
	イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。 ・いじめを受けた児童からの十分な聴き取り ・加害者からの聴き取り ・在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査 ・保護者の意見や要望の十分な聴き取り ※自殺がその要因と疑われる場合は、「児童生徒の自殺が起こったときの調査の指針」を活用する。	随時	いじめ対策委員会
③調査結果の提供	ア いじめを受けた児童や保護者に調査結果を説明する。 ※情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。	随時	いじめ対策委員会
	イ 加害児童や保護者に調査結果を説明する。 ※情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。	随時	いじめ対策委員会
④調査結果を学校の設置者に報告	ア 学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。 ※いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又は保護者の所見を調査結果に添える。	随時	校長
⑤調査結果を踏まえた必要な措置の実施	ア いじめを受けた児童への継続的なケア、落ち着いた学校生活復帰への支援、学習支援を行う。	随時	いじめ対策委員会 担任
	イ 教育的配慮の下、加害児童への指導と加害児童保護者への対応や説明を行う。	随時	いじめ対策委員会 担任
	ウ 再発防止策を策定し、全教職員に周知する。	随時	いじめ対策委員会
	エ 全校児童や家庭に概要と再発防止策を説明する。	随時	いじめ対策委員会

平成 31 年 4 月 1 日 一部見直し
 令和元年 11 月 1 日 一部見直し
 令和 3 年 3 月 8 日 一部見直し
 令和 4 年 2 月 25 日 一部修正
 令和 5 年 11 月 13 日 一部修正